

# CSA手法拡大支援事業

## CSA 手法



生産者と消費者とが強く結びついた  
顔の見える関係づくりを強化するため、

農業体験や援農など生産者と消費者の交流を行いながら  
定期的な生産物の販売を行う“手法”的こと

を用いた取組を支援します！



交流(農業体験、援農等)



定期購入



- ✓ 農業者の販路確保
- ✓ 生産者と消費者のつながりの創出

(本事業では、一般的なCSA(Community Supported Agriculture)にある「前払い制」や、生産者ほ場への「ピックアップポイント」の設置にはこだわりません。)

### 補助対象者

- ✓ 農業者グループ(2戸以上)
- ✓ 農業者の組織する団体  
(農業協同組合、農事組合法人など)
- ✓ 生産者と消費者とを結ぶ  
民間事業者または任意団体
- ✓ 県が事業の実施を認めた特認団体

### 事業の対象となる交流の相手

- ✓ 消費者の組織する団体
- ✓ 企業の従業員
- ✓ 企業の運営する店舗(例:病院、  
フィットネスジムなど)の利用者、  
企業の顧客等
- ✓ 複数世帯から構成された  
特定母集団を持つグループ  
(学校や幼稚園・保育園の保護者等)
- ✗ 個人消費者のみとの交流は対象外

### 補助対象経費

- ✓ 農業体験等交流に要する経費
  - └ 軍手等消耗品代、バス借上げ代等
- ✓ 広報費
  - └ 消費者との交流用HP等の改修費、  
交流相手拡大に要するチラシ作成費等
- ✓ ピックアップポイント整備費
  - └ 棚、ロッカー、保冷庫等購入費等
- ✓ CSA手法拡大・推進に必要な経費

### 補助額

- ✓ 補助上限額: 25万円  
下限額: 5万円
- ✓ 補助率: 1/2以内

### 申請先

- ✓ 主となる生産者の地域を所管する  
農林(水産)振興事務所